第

6 1 4 0

REÂDAS U-ダァスクラブ

1994年1月6日創刊 · 毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2019年)平成31年 2月 15日 金曜日

発行所

뭉

三輪厚二税理士事務所 / 相続税申告相談センター (編集・発行:税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: http://www.souzokuzouyo.com

△ 教育資金の一括贈与非課税措置の見直し

Q:平成31年の税制改正では、教育資金の一括贈与非課税措置が見直されるとか。どのようになるのですか?

A:次のようになります。

【解説】

平成31年の税制改正では、教育資金の一括 贈与非課税措置が次のように見直されたうえ、 適用期限が2年延長されます。

- ①信託等をする日の属する年の前年の受贈者の合計所得金額が1,000万円を超える場合には、その信託等により取得した信託受益権等については、この適用を受けることができないようにする。
- ②教育資金の範囲から、学校等以外の者に支払われる金銭で受贈者が23歳に達した日の翌日以後に支払われるもののうち、教育に関する役務提供の対価、スポーツ・文化芸術に関する活動等に係る指導の対価、これらの役務提供又は指導に係る物品の購入費及び施設の利用料を除外する。ただし、教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講するための費用は除外しない。
- ③信託等をした日から教育資金管理契約の終了の日までの間に贈与者が死亡した場合において、受贈者がその贈与者からその死亡前3年以内に信託等により取得した信託受益権等についてこの適用を受けたことがあるときは、その死亡日における管理残高を、その受贈者がその贈与者から相続又は遺贈により取得したものとみなす。
- ④30歳以上の修学継続には一定の配慮をする。







